

不妊治療と仕事の両立支援に取り組む事業主の皆様へ

○不妊治療と仕事との両立に関する「くるみんプラス」認定

「くるみんプラス」認定は、次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という）に基づく子育てサポート企業の認定制度である「くるみん」認定の一種類であり、子育てサポートにかかる認定基準を満たすと同時に、不妊治療と仕事の両立についても一定の認定基準を満たした企業を対象としています。

3種類のくるみん認定にそれぞれ「プラス」が追加されます（「くるみんプラス」「プラスナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」）。

認定を受けるとマークを商品や広告、企業のウェブサイトなどに使用することができ、子育てサポート企業、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業であることのアピールや、企業イメージの向上などに繋がることが期待できますので、ぜひご検討ください。

●認定基準や申請書類についての詳細は、こちら👉

（「プラス」認定については、25から28ページに記載）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/999zentai.pdf>



●お問い合わせ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740

○不妊治療と仕事の両立に関する助成金

不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金として、両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）がありますので、ぜひご検討ください。

●支給要件や申請書類についての詳細は、こちら👉

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



●問い合わせ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2728